同窓会会報

第 1 号
発行所
國學院女子短期大学
同　窓　会
〒073
北海道滝川市文京町3丁目1番1号
TEL 0125－23－4111(代)

同窓会会報発刊に寄せて

國學院女子短期大学
学長　田邊　正男

本年二月本学に同窓会が創設されて、このたび会報第一号の発行を見るに至ったことは、誠に慶びに堪えません。

学生委員会並びに事務局の諸先生の御協力のもとに、第一期卒業生の諸君が、ものの見事に、七支部の組織を纏めて下さった。そして、何はさておき、同窓生名簿を作り、いずれは同窓会誌の発行にも漕ぎ着けようとの計画を推進しておられる。ここに諸先生方の御指導、同窓会事務局役員諸君をはじめ、各支部役員諸君の並々ならぬお骨折りを讃めたたえ、心から感謝申し上げたいと思います。

ところで、同窓会の機構が整っても、その運営や活動は決して生易しいものではないような気が致します。北海道のように広い地域では、殊にたいへんではないでしょうか。しかも、同窓会の活躍発展は母校の隆盛につながり、母校の充実躍進は同窓会の繁栄につながるという関係にあります。

一方、本学が強力に御支援をいただいている父兄会も七支部があって、同窓会の七支部はこの父兄会の組織にちなんで出来上がっていると申しても、過言ではないでしょう。こうして、本学同窓会は父兄会とも何か

同窓会運営にあたって

会長　越石眞樹

「國學院女子短期大学同窓会」が発足して約八ケ月、こちらの大手際から会員の皆様には同窓会の内容をお知らせすることができずここまできてしまったことを申し訳けなく思っておりました。ですから今回の同窓生名簿及び同窓会誌発行によってようやくその内容をお知らせできて安心した次第です。

これをよい機会として同窓会に対する皆様の御理解、御協力をおねがいしたいと思います。

今年度は名簿作成の事業だけでしたが、これから会の運営を円滑にしていくことで徐々に同窓会が開ける状態にしていきたいと思います。その時には皆様も素敵な女性に妻に母になって同窓会に多数参加していただけるようおねがい申し上げます。

尚、最後になりましたが同窓会設立、運営にあたり同窓会事務局の方がたの多大な御尽力に対し心から御礼申し上げます。

と緊密な連絡をとることが肝要かと思われます。父兄会に於かれても、どうぞ宜しく御助言、御後援を賜わりますようお願い申し上げます。

わが同窓会の呼び名も、この会報で募集しておりますので、奮って応募して下さい。本学の大学祭に「ありす祭」というすばらしい名前をつけて下さったのも、第一期卒業生の諸君でしたから。

キャンパス見聞録

学生課長　菅野亜来男

一期生の皆さんお元気ですか。卒業式の日に謝恩会の席上でお別れしてから八カ月、新しい環境にも馴れご活躍のことと思います。

今日はあれからの学内でのことなど少しお知らせすることにします。

皆さんが使い初めだった開学記念館は、その後後輩達によって大いに利用され、学生会館としての役目を十分に果しつつあります。謝恩会の会場になった一階の大食堂は、メニューも豊富で、南の日ざしのいっぱいに入る憩いの場所として、お昼どきには賑やかなおしゃべりの輪がそこここにできます。（こちらに来られたら一度そんな〝学食の味〟を試してみてください。）二階奥の研修室（八〇畳敷和室）は、この夏、排球部・バスケットボール部・羽球部・パソコン研究会などの合宿に利用され、どのクラブにも〝同じ釜の飯を食った〟合宿の成果が現われてきているようです。

さて、皆さんの卒業と入れ替りに第三期生が入学しましたが、今年の新入生歓迎会は、これまでと趣きをかえ学外での歓迎会となりました。貸切バスで砂川の〝子供の国〟に出かけ、ゲームやフォークダンス、それに在校生の心づくしのサンドウィッチで歓迎していました。先生方も多数参加されました。特に佐々木順先生のゲームにはいつものように歓声があがっていました。六月には体育祭が予定されていましたが、残念ながら雨天中止。在校生にとっては思い出となる行事が一つ欠けることになってしまいました。そろそろ紙面も足りないので大事なことを一つ、二つ。大学の住所が変りました。

滝川市文京町三丁目一番一号

右の住所に是非近況などのお便りを。全教職員でお待ちしています。

それから今年のありす祭は、若干準備不足ながらそれなりの盛り上りをみせ、ジューシーフルーツコンサート・模擬店ともに大賑わいでした。

この続きは又の機会に。

同窓会役員の動き

同窓会事務局・道央第一支部役員を中心に、約月一回役員会を開催してきました。

主な協議事項と活動内容をお知らせいたします。

四月　短大より平野総務課長にご出席いただき、これからの事業計画を立てた。役員選出。（出席者六名）

五月　予算案を立案した。（三名）

七月　規約案について審議。（五名）

八月　〃　（六名）

十月　同窓生名簿・会報作成のため資料をまとめる。（八名）

十一月　同窓生名簿・会報送付のためのあて名書き作業等。（五名）

第二期生に記念品を

本会では、来春卒業する第二期生に、そのお祝いと本会への入会を記念する品を贈呈することを検討しています。

記念品には、短大のマーク入りコーヒーカップが適当ではないかと考えています。

この卒業・入会記念品は、毎年贈呈することにしたいと思っていますので、ご意見をお寄せ下さい。

同窓会名募集!!

同窓会名を募集しています。同窓会にふさわしい名前がありましたらお知らせ下さい。

①締　切　日　昭和60年1月31日迄

②応募方法　所定のハガキ（官製ハガキでも可）で同窓会事務局まで

※ なお、採用作品に記念品贈呈

同窓会規約案まとまる

同窓会事務局では、同窓会規約作成のため道内外の各短大などに意見交換をはかり努力してまいりました。

この程、その「案」が以上のとおりまとまりました。規約成立のための総会を開催したいところですが、会員が道内及び本州にちらばっている現状では、総会開催は困難だと判断に至りました。

つきましては、以下掲載いたします規約案にご賛同の方は、同封の葉書にて昭和六十年一月三十一日迄、ご一報下さいますようお願いいたします。

また、規約案に対し修正意見をお持ちの方についても、同様にお願いいたします。なお、返信のない場合につきましては、ご賛同していただいたとみなさせていただきます。

第一章　名称及び事務局

第一条
本会は〇〇〇と称する。

第二条
本会は事務局を國學院女子短期大学内に置く。

第二章　目的及び事業

第三条
本会は会員相互の親睦と融和をはかり母校の発展に寄与することを目的とする。

第四条
本会は前条の目的を達成する為に必要な事業を行なう。
1、会報・会員名簿の発行
2、その他、前条の目的達成のために必要な事業を行なう。

第三章　会員

第五条
本会は正会員と特別会員をもって組織する。
1、正会員　國學院女子短期大学の卒業生。
2、特別会員　國學院女子短期大学の教職員及びかつて教職員であったもの。

第六条
会員は本会の活動に積極的に参加しその発展に努めるものとする。

第七条
会員は身上の異動（住所・改姓・結婚・職業等）を生じた時はこれを本会事務局に通知するものとする。

第四章　名誉会長及び顧問

第八条
本会に名誉会長を置く。
名誉会長は國學院女子短期大学学長を推戴する。

第九条
本会には顧問を置くことができる。
顧問は常任幹事会の推薦により総会において推戴する。

第五章　役員

第十条
本会に次の役員を置く。
役員は正会員のうちより選出する。
1、会長　一名
副会長　二名
幹事長　一名
副幹事長　一名
常任幹事　若干名
幹事　若干名
会計監査　二名
2、会長・副会長・幹事長・副幹事長・常任幹事・会計監査は常任幹事会の構成員となる。
3、役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

第十一条
役員の任務は下記の通りとする。
・会長は本会を代表し会務を総括する。
・副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長の任務を代行する。
・幹事長は常任幹事会の議長となり、本会の事業を企画・運営する。
・副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは幹事長の任務を代行する。
・常任幹事は本会の重要事項を審議し、会務を処理する。
・幹事は本会と会員間の連絡調整にあたる。
・会計監査は会計及び事業状況を監査する。

第十二条
役員の選任は左記の通りとする。
・会長・副会長・幹事は総会において選出する。
・幹事長・副幹事長は國學院女子短期大学教職員の職にある正会員の中から常任幹事会において選任する。

第六章　常任幹事

第十三条
常任幹事会は、第十条に定める役員により組織し、本会運営上の重要事項を審議決定するものとする。

第十四条
常任幹事会は時宜に応じて会長がこれを招集する。

第十五条
常任幹事会は出席役員により議事を開き議決することができる。

第十六条
常任幹事会の議事は特別の定めのある場合を除いては、出席者の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第七章　総会

第十七条
定期総会は毎年一回これを開くものとする。

第十八条
臨時総会は役員会において必要と認めた時これを開くものとする。

第十九条
総会は会長がこれを招集しあらかじめその会議事項を示し会員に通知するものとする。

第二十条
総会においては本会の目的達成のための重要事項を審議する。

第二十一条
総会は出席会員の過半数をもって決議する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第八章　事務局

第二十二条
本会の運営を円滑に執行するため事務局をおく。

第二十三条
事務局には事務局長一名、事務局次長一名、庶務若干名、会計若干名で構成する。

第二十四条
事務局長には役員のうちより幹事長を充てる。庶務・会計には役員のうちより常任幹事を充てる。

第二十五条
事務局長は事務局を掌理し、本会事務の執行にあたる。
事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるときは、その任務を代理する。
庶務は本会の庶務事務を担当する。
会計は本会の会計事務を担当する。

第九章　経費

第二十六条
本会の経費は正会員の会費・寄附金・その他の収入をもってあてる。

第二十七条
会費は、在学中二年次に修め、五千円とする。

第二十八条
本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終る。

第二十九条
予算及び決算は役員会に提示しその承認を経なければならない。

第三十条
会費の返済は一切しない。

第十章　支部

第三十一条
道央一・二・道東一・二・三・道北・道南（道外は道央一）を支部区分とする。

第三十二条
各支部長は支部を代表し支部の運営にあたる。

第三十三条
支部の内規は別に定める。

第十一章　附則

第三十四条
本会会則の変更は役員会の議決を経てから総会の議決を必要とする。

第三十五条
本会則は昭和　年　月　日より施行する。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

この規約案に拠って選出されました現在の役員です。

会長　越石眞樹
副会長　浜田育子
　　田村裕美
幹事長　手島松葉
副幹事長　牛膳さゆり
会計　副幹事長兼務
会計監査　中村美紀
　　森文乃

第一期生の卒業により結成いたしました同窓会です。役員一同微力ではありますが、母校及び同窓会発展のため、諸事業の一つ一つの充実に努めて行きたいと思っております。同窓会充実・前進のため会員の皆様のご協力をお願いいたします。

尚、会報・名簿の発行にあたり、御協力下さいました皆様に心からお礼申し上げます。